

税制上の優遇措置

東京聖栄大学に対する寄付は、所得税法及び法人税法による減免税措置が受けられます。

◆ 個人の場合

寄付金額が年間2千円を超える金額については、その金額が年間総所得の40%を上限として、その年度の所得税額から控除されます。翌年の確定申告期間(2月中旬～3月中旬)に本学発行の領収書及び「**税額控除に係る証明書**」(写)を確定申告書に添付して所轄の税務署に提出してください。

「**税額控除に係る証明書**」(写)は、寄付金振込み後に、領収書とともに送りいたします。

<例>

(1) 年間所得600万円の人が3万円を寄付した場合

$(3万円 - 2千円) \times 40\% = 1万1,200円$ が税額控除額となり、所得税額から控除されます。

(2) 所得税の40%を超える場合

年間所得1,000万円の人が、450万円を寄付した場合

$1,000万円 \times 40\% = 400万円 \rightarrow$ 限度額

$(400万円 - 2千円) \times 40\% = 159万9,200円$ が税額控除額となり、所得税額から控除されます。

(注) 所得税率が40%超の人は、所得控除を適用した場合が税額控除を適用した場合より控除額が高くなる可能性があるため、財務課募金係までご連絡ください。

◆ 法人の場合

企業等法人からの寄付については、その寄付は日本私立学校振興・共済事業団(以下「私学事業団」)の「**受配者指定寄付金**」として**寄付金の全額を当該事業年度の損金**に算入することができます。

損金算入の手続きには、私学事業団発行の「寄付金受領書」が必要となります。

